平成２３年（フ）第５６号
山形県酒田市東大町３丁目２番地の20　プリーズンハウス１Ｃ号、前住所山形県酒田市本楯字地正免167番地の３
債務者　神前江理子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第５７号
山形県酒田市広野字下通152番地
債務者　渡部　　貞
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第６１号
山形県酒田市旭新町２番17号
債務者　梶原　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２５４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原375番地２　柴崎ハイツＢ棟101号
債務者　田村恵理子（旧姓園部）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
群馬県伊勢崎市鹿島町450番地３
債務者　小此木えつ子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
群馬県前橋市広瀬町１丁目３番地５
債務者　野中　　泰
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
群馬県前橋市粕川町稲里371番地６
債務者　吉田　利夫
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
群馬県前橋市若宮町２丁目12番１－Ｂ－303号
債務者　千明　益子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町210番地１
債務者　飯嶋　悦宏
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町210番地１
債務者　飯嶋　智宏
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
群馬県安中市安中４丁目６番20号
債務者　藤田　昭雄
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６１８号
千葉県船橋市本町５丁目19番２号
債務者　平山幸子こと　朴　　惠玉
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
新潟県佐渡市二宮316番地１
債務者　鈴木　春江
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第７２３号
京都市伏見区桃山町日向46番地１　ウエストヴィレッジ桃山Ｂ棟103号
債務者　中川真以子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８１号
京都府相楽郡精華町大字乾谷小字南里内44番地12
債務者　福田さつみ
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２８号
京都府宇治市小倉町南浦21番地の134
債務者　伊藤　清美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８７号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地65棟305号
債務者　木下　栄子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９５２号
京都市東山区五条橋東４丁目432番地41
債務者　髙木自動車こと　髙木と志子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係